

令和6年度第1回 流山市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

(期 日) 令和6年6月24日(月) 午後1時30分～午後2時20分

(会 場) 流山市ケアセンター4階第3研修室

(出席委員) 流山市立八木中学校 校長 辻本 晃

流山市立新川小学校 校長 門脇 哲也

千葉県柏児童相談所 調査第二課 課長 秋永 道太郎

千葉地方法務局松戸支局総務課 課長 鈴木 雄希

松戸人権擁護委員協議会 人権擁護委員 中島 美江

千葉県流山警察署生活安全課 課長 射場 宏史

流山市PTA連絡協議会 会長 木村 創

流山医師会 肥田クリニック 医師 肥田 裕久

(事務局) 吉川室長、高梨指導主事、岩瀬指導主事、上村指導主事、

小園スクールロイヤー、中川主任主事

事務局	お時間となりましたので、ただいまより、令和6年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。まず、室長より、今年度より委員になられた皆様に委嘱状を交付させていただきます。 (委嘱状交付)
事務局	それでは、委員の皆様から自己紹介をしていただきたいと思います。
辻本委員	八木中学校校長の辻本と申します。本校3年目になります。このいじめ問題対策連絡協議会は、昨年も参加させていただいたということで、またこの会議の中で皆さんのご意見が聞ければと思っておりますので、本日はよろしくお願いします。
門脇委員	新川小学校校長の門脇です。今年度から初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いします。
秋永委員	柏児童相談所で調査第二課長をしております秋永と申します。今年度からの参加です。よろしくお願いします。
鈴木委員	千葉地方法務局松戸市局の鈴木と申します。昨年度から参加させていただいております。法務局では、人権擁護の業務を取り扱っていますが、いじめ問題に関する活動として申し上げますと、最近、小学校にSOSミニレターを配付したところであり、児童から様々な悩み事が書かれたミニレターが届いているところです。法務局と共に人権擁護活動をしている人権擁護委員と協力してミニレターに対する返事を日々作成しておりますが、ミニレターの中に直ちに処理しなければならない内容が含まれている場合には、学校様又は教育委員会様に情報提供させていただいて、連携をとりつつ対処していくことも考えられますので、どうぞよろしくお願いします。 続いて中学校にもSOSレターを配付する予定となっておりますが、中学生は複雑な悩み事もあるかと思っておりますので、慎重に対処していきたいと思っています。
中島委員	松戸人権擁護委員協議会の中島です。人権擁護委員をしております。昨年も参加させていただきました。よろしくお願いします。
射場委員	流山警察署生活安全課長の射場と申します。本年度からの参加になります。よろしくお願いします。
木村委員	流山市PTA連絡協議会の会長を務めさせていただくことになりました、南部中学校PTAの副会長を務めております木村と申します。今年度からの参加となりま

	す。よろしくお願いします。
肥田委員	皆様、はじめまして。肥田と申します。職歴としては精神科医です。南流山とセントラルパークとお台場にクリニックを持っています。教育委員会との関わりは、2004年からコンサルを20年以上やっているんですけども、その中でいじめの問題であるとか、不登校であるとか……、その中に大きく、いじめっていうのがあると思いますので、微力だと思いますが、ぜひ皆さんと一緒に協議したいと思います。どうぞ、2年間よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございました。次に事務局から自己紹介させていただければと思います。室長をお願いします。
事務局	皆様、こんにちは。4月1日付けで流山市教育委員会の指導課いじめ防止相談対策室の室長に着任しました、吉川正一と申します。よろしくお願いします。
事務局	昨年度からおります、教育委員会指導課いじめ防止相談対策室、指導主事の岩瀬裕子です。よろしくお願いいたします。
事務局	同じく、昨年度からおります、事務担当の中川貴弘と申します。よろしくお願いします。
事務局	流山市教育委員会で常勤のスクールロイヤーをしております、弁護士の小園恵介と申します。令和2年1月から勤務しております。よろしくお願いします。
事務局	令和6年、今年の4月1日に着任いたしました、流山市教育委員会指導課いじめ防止相談対策室の上村健介と申します。よろしくお願いいたします。
事務局	同じく、今年度よりいじめ防止相談対策室に着任いたしました高梨と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、協議に入りたいと思います。流山市いじめ問題対策連絡協議会に関するご説明をさせていただきます。流山市いじめ問題対策連絡協議会は、流山市のいじめに関わる諸問題についての情報共有を行い、いじめ問題への対処のための連絡体制を作ることを目的としております。この会議は公開されていますので、議事録を流山市のホームページに公開する予定となっています。ご承知おきください。なお、本協議会につきましては、いじめ対策推進法第14条第1項の規定により、設置しております。 本会議における会長、副会長について確認させていただきます。例年、会長は中学校の生徒指導担当校長、副会長は小学校の生徒指導担当校長をお願いをしており、会長は中学校校長会の辻本校長先生、副会長は小学校校長会の門脇校長先生をお願いしたく存じます。委員の皆様いかがでしょうか。 (委員一同、同意) よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではよろしくお願いします。ここからは流山市いじめ防止対策推進条例に基づき、辻本会長に議事の進行をお願いいたします。会長よろしくお願いいたします。
辻本会長	それでは、報告・協議に入ります。(1)の「いじめ防止相談対策室年間活動予定」について、事務局からお願いいたします。
事務局	私からご説明します。資料1ページになります。令和6年度いじめ防止相談対策室年間活動予定ということで、上から順番にご説明いたします。今年度は、いじめ防止事業として、児童生徒に対する教育相談体制の中で、年間2回のWEBQ Uの実施、それから、年間2回のいじめ認知アンケートを実施していきます。それから、子どもたち1人1台配られているタブレット端末の「心の天気」に、毎日入力してもらい、児童生徒の状況を把握しております。また、小学校5年生と中学校1年生

	を対象に、スクールロイヤーによるいじめ防止授業も実施をしております。 中学校に関しては、特に1年生を対象としたスタンバイ株式会社の担当者によるいじめ防止授業を、小学校では、いじめ防止授業の指導案を指導課いじめ対策室より提供し、7月中の実施を依頼しているところです。 また、先生方には、職員研修として、スクールロイヤーによる職員研修を実施し、子どもたちのいじめの早期発見・早期対応、それから、子どもたち自身のSOSを先生方にキャッチできるような体制を作っております。 また、昨年度まで実施しておりましたストレスチェックにつきましては、WEB Q Uと心の天気を引き続き重点的に実施していくということで、児童生徒の状況を十分に把握することができているため、今年度より廃止となっております。以上です。
辻本会長	それでは、委員の方より何かご意見ございましたらお願いいたします。
木村委員	いじめ防止授業について、中学生は1年生しか書いていないんですけれども、2年生、3年生は、この1年生の時にやったもので十分対応できるというような考え方で、ここに2年生、3年生は書いていないということでしょうか。
事務局	小学生につきましては5年生。中学生については1年生でその実態に応じた内容で授業をさせていただいておりますので、中学生は中1でやったものを、中学校3年間で、しっかりと頭に入れながら生活するというようなことで、させていただいております。
木村委員	はい。承知しました。ありがとうございます。
事務局	付け加えて、ここに載せさせていただいている活動の予定につきましては、対策室としてやらせていただいている事業ということになりますので、これ以外にも、学校で独自にいじめ対策の活動がなされています。併せて、こちらの活動予定にも載っていますが、中学生については、STANDBYという相談アプリを取り入れてまして、その業者が学校に行きまして、(相談アプリの) 使い方の授業をやって、各自が携帯のアプリに登録をして、個別でいじめ以外のものを含めて、相談ができるというような形でやっております。 小学生については、なやみホットラインというものを開設していますので、直接電話で相談するというようなこともありますし、メールで相談をするというようなことも対応としてやらせていただいております。
辻本会長	はい。ありがとうございます。 その他、何かご意見ございますでしょうか。 続きまして、(2)「令和5年度いじめアンケート認知件数調査(4月～3月)と いじめ重大事態」について、事務局お願いいたします。
事務局	はい。私の方から説明をさせていただきます。令和5年度いじめ認知件数調査と、本市のいじめ重大事態案件について、ご報告いたします。資料の2ページ目をご覧ください。 昨年度、令和5年度のいじめ認知件数、小学校は4,427件、中学校は407件、合わせて4,834件となっております。これは、「いじめの被害を受けた」児童生徒の数になります。「同じ子が、何人の子からも～」となっても、それは1件という数え方になっております。 そのうち解消した件数、小学校であれば3,966件、約90%、中学校に関しては376件、約92%が解消となっております。解消していない、継続している案件につきましては、いずれも今年度の年度初め、生徒指導部会等で確実な引き継

	ぎをするよう、伝えてあります。昨年度終わっていないものについては、引き続き、今年度、各学校で指導を行っております。 下の方につきましては、各学年別の認知件数になります。これは県が発表したものとほぼ一緒で、低学年が多い。そして、だんだん学年が上がるにつれて減っていくというのは、本市でも同じような状況と言えます。
辻本会長	それでは、このいじめ件数の集計結果について、何かご意見等ございますでしょうか。
木村委員	継続支援中の案件が小学校461件、中学校31件ですが、例えばその、複数年にわたって、まだずっと解決できていないような案件はあるのでしょうか。
事務局	今、我々が抱えている案件としましては、重大事態等でその年には解決しなかったものがあります。さらに、その前の年でも解決しなかったもので抱えているものがございます。ただ、殆どのところで、この継続指導の461件と31件、ほとんどは昨年度末の時点でまだ3ヶ月経っていない……。『いじめの解消』としては、(法令上)『3ヶ月経つ』、そして、『心身の苦痛を感じていない』というところになりますので、『期間が経っていない』というものが殆どのところです。
木村委員	ありがとうございます。
辻本会長	私は中学校ですけれど、中学校の方では、やはり週に1回、生徒指導部会っていうことで開いてですね、このいじめの案件について、要は何日から始まって、約3ヶ月間経過観察をして、それが解消したということで、解消件数に上げると……。まだ、観察の期間が終わっていないものに関しては、この31人というところに含まれておりますので……。要は、この461人、31人が長く続いている、引きずっている件数というよりは、今、経過観察中であるという方が、この数字的には正しいかなと思います。ただ、重大事態等についてはですね、ちょっと何件あるか分からないんですけれども、それについては何件あるのかな？その辺は、ちょっと継続した後には終わっている感じだと思います。 その他、この数字を見て何かご意見ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。それではですね、今、年間計画とか、全体のいじめの実態含めてご覧になってですね、各委員それぞれ、色々お立場があると思いますので、そのお立場からご意見、ご感想含めて、ちょっといただければと思います。挙手制という、ちょっと、なかなか言いにくいでしょうから、先ほどの委嘱の順番ということで、まずは柏児童相談所の秋永委員からお話いただければと思います
秋永委員	そうですね。こういった『いじめ』に対して、(学校)現場の方や教育委員会さんが、直接どういうふうに関わり、どういったことを行っているかというのは、多分、各市で違うところもあるのかなと思うので、こういう実態を知ることができる、いい機会と思いました。
辻本会長	はい。続きまして、法務局の鈴木委員お願いします。
鈴木委員	年間活動予定の中にいじめ防止授業という活動がありますが、法務局の方では、人権擁護委員協議会と連携して、人権教室という人権啓発活動をいくつかの学校で行っています。人権教室を拡大するためには相当な準備が必要ではありますが、もし、そういったご要望があれば検討しますので、お知らせいたします。
辻本会長	ありがとうございます。それでは、中島委員お願いします。
中島委員	今、鈴木課長さんが言われたことは、実は流山市では、中学生に対して人権教室ではなくて講演会という形で、今、大体(人権擁護委員の)シールズさんがメインでやってもらっているんですね。そういう枠があるんですけれど、人権教室って

	うのも、松戸の協議会……。松戸協議会っていうのは、松戸と流山で（構成されて）いるものですから、松戸は人数も多くて、それから学校也多いって絡みもあったり、過去の歴史があって先進的なんですね。松戸では、中学生にも人権教室を開いて、結構積極的にやってもらえないかってことで、人権擁護委員さんたちが出張しているところがあるんですね。それで、今、（鈴木）課長がそういう話を、「流山でもそういうことで協力できますよ。申し出てください」と仰ったと思うんです。是非……。すぐに対応するのは、なかなか難しいですけど、「そういう方法もありますよ」ということでお願いが1点。あと、小学校に関しても、流山の場合は、年間2校って決まっていて、毎年2校ずつ学校に行って、いじめの問題について、ビデオを見ながら皆さんを啓蒙したりといった活動をしているんですね。ただ、たった2校なので、学校数も増えてきましたから、なかなか全校に回るっていうのは……。そういう面では、強い要望があれば、こういうせっかくの対策室で、こういう計画を立てているので、その中にちょっと入れてもらえたりすれば、参加はできるかなって思います。そういう点で、「ぜひ活用をお願いしたい」というのが1つ。もう1つは、ミニレターで小中学校さんが協力してくださっているんですね。本当に、先ほど、（鈴木）課長さんが言ってくださったように、深刻な問題もあって、深刻な時は、法務局が調査っていうか、解決まではいなくて、ちょっと「どうなんだ」ということで、学校に入れるんですね。「そういうシステムがある」ということが、なかなか先生方に……。今日、校長先生が2人いらっしゃるんですけど、そういう機会があることが、なかなか伝えられないっていうか、そういう、何かもどかしい部分が、ちょっと残念だなっていうのが、流山の場合には感じています。松戸なんかは、どっちかというと、長くそういうことを含めて多くの学校があるものですから、どんどん利用されて、そういうので解決の道の方に進んでいるっていうケースも何件かあるんですけど、まだまだ流山は、私まだ9年ぐらいですから、生意気は言えないんですけど、どっちかといったら「認知度が低いのかな、少ないのかな」というのがちょっと残念に思ってます。 それと最後に、レターについては、私達人権擁護員が、（返事を）書くだけじゃないんですね。だからなんか、「あんなおばさんが書いてるのか」と言われちゃってもあれなんですけど……。まず最初に下書きをすると、ちゃんと課長さんとか専門官が見てね、アドバイスしたり……。課長さんのところ行ったり、その中で、「これだったら出してもいいかな」とか、「これは法務局がちょっと学校に連絡しなきゃいけない案件だな」とかっていう判断してくださるので、そういう意味では、是非、身近な、相談の1つの方法として子供たちに伝えてもらえると……。何回かやりとりもできますし、せっかくのこういう機会ですので、上手に活用していただきたいなと思っています。
辻本会長	ありがとうございました。射場委員お願いします。
射場委員	警察に相談に上がってくるいじめ問題、この集計結果を見ると3件。そこに至らない件数がこんなにあるんだっていうのを今回初めて知り、「学校の方でご対応いただいている件数がこんなに多いんだな」ということを認識させていただきました。 警察としては、最近のホットな話題というと、SNSをめぐるトラブルがあってですね、実は先日もニュースがあったんですけども、北海道で、高校生とか19歳ってところで、ちょっと年齢は上ですけど、SNSを巡って、何か勝手に画像を掲載したとか、そういった些細なところからトラブルになり、殺人事件にまで発

	展しているっていうところがありまして、これに関してはSNSの情報っていうのは、信用性をよく判断しないといけないなど。テレビとか報道であれば、真偽を確認した上で報道するので、そんなに誤った情報は出ないと思うんですけども、SNSに関しては、本当か嘘かも分からない情報が独り歩きして、それに大きな尾ひれがついて、自分のところに来るとかってところで、トラブルに発展しやすい傾向があります。 携帯電話については、小学生から使っていると思いますし、中学生であれば大体の子は持っているっていう状況であって、そういった、きちんとした教育とか使い方を認識しない上で、持ち始めて使い始めちゃっているっていうところがあるので、うちの方としてはSNSやネットのリテラシーについて、積極的に講義をしていきたいと思っていますので、学校さんからそういった要望があれば、積極的にやっていきますし、どんどんご要望していただければ、そういった（SNS等の）使い方だとか、トラブル防止の観点なんかについてもご説明させていただきたいと思っていますので、何かあれば、ご連絡していただければご協力していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
辻本会長	ありがとうございました。生活安全課の方に、ってことですね。
射場委員	はい。そうですね。
辻本会長	木村委員をお願いします。
木村委員	ありがとうございます。先生方の方で色々対応していただいているのは、重々承知をしております。例えばスクールカウンセラーの方を配置していただくとか、それから通えない児童生徒のための特別教室みたいなのを置いて、その子が他の子と接触しなくても学校に来れるようなやり方を取っていただいたりだとか、いろいろな対策を取っていただいてまして……。それも、外からPTA役員として入っているからこそ、「こういうことをやっていただいている」っていうことが分かるんですけども、一般の保護者にどこまでそういうところが伝わっているのかなというところは、少し微妙なのかなというふうに感じているところです。やはり「そういうものがある」ということを、本部役員とかそういう人たちは認識、把握出来ていると思うんですけども、そうじゃないと、自分の子どもが「行きづらくなった」とか、「いじめに遭った」とか、そういうことがないと、なかなか「そういうフォローまでしてくれているんだな」っていうところが、なかなか理解というか、知ってもらっていうところがなかなか少ないのかなっていうところで……。その、親側として、「こういうふうになった時にフォローはしてもらえるんだよ」という情報を知っていると、子供に対しても、「こんなことがあったときは、こういう先生にしてみたらどうか」ってというような話が出来るんですけども、ちょっとその情報が親側にうまく届いていない感じがあるのかなというふうに感じています。 保護者会でもその全体会をやっている学校も結構あると思うんですけども、全体会でも参加率があまり良くないということもあって、全体会で言うだけだと、伝わらないのかなっていうことがあるので、「親側に上手く説明をしていく方法」を工夫していくと、もうちょっと子ども側から……。「実はいじめを受けてるんだ」ということを言えないまま抱えちゃっている子も、もう少しそういう気持ちを……。親側のフォローも一緒にできるような形が取れるといいのかなというふうに思っています。 スキットメール等を使って周知をする方法もあるかとは思いますが、最近スキットメールの量も増えていまして、親側も「全部を読まない」っていう親御さん

	も増えてきていて、スキットメールを出したからといって、うまく周知ができるというような状況でもなくなってきたのかなというところがあるので、個別の保護者会だとかそういうところをうまく使いながら、「そういうのもありますよ」と……。そうすれば、「もしいじめられていたら、そういう手段もあるので……」、お子さんとも話をしてみて、「何か苦しいことがあれば、先生たちが力になってくれると思うから、相談してみたら」っていうところを、親からも発信できるようなやり方をしていくと、もうちょっとやはり、継続支援のところも減っていくような方向に行くのかなというふうに感じました。
辻本会長	ありがとうございました。肥田委員お願いします。
肥田委員	皆様方、十分ご承知かと思いますが、いじめられた子供さんが、PTSDと言葉があるのですが、特にPTSDだと、どうしても震災とか、火事とかで、命からがらのようなPTSDが多いんですけれども、毎日繰り返される小さなストレスっていうのも言われていて、これ複雑性PTSDという言い方をされていて、いじめ問題とリンクするんですね。それで、私達のところは医療機関なので、例えば、いじめがあって、不登校になって、2次的な抑うつ状態、うつ状態とか、睡眠障害になられる方がいるので、そうなってくると、最初の段階でいじめがなくなることによって越したことはないんですけども、その一方でやっぱり私たちが終わった後のフォローもしていかなければいけないってことが、まずあります。 そして、もう1つの問題なのは、小さなお子さんというか、小中学生なので、お薬がなかなか使えないという現状があるんです。例えば、大人であれば抗うつ薬は使えるんですけども、今の日本では23歳以下は慎重投与っていうのが1つのルールなので、数年前にお薬で子どもの自殺が増えたっていうことがあって、それ以降、かなり慎重に使っていて、お薬があまりない状態なんです。 そうすると、やはりこれは予防が最大の治療になりますので、先生方が仰られたように、様々なところで止めていただけると、そして重篤にならないうちに医療機関に案内してもらえると、後々の治療もやりやすいし、学校参加もしやすいので、それはこういう会議の中でいただけたらいいかなと思っています。 あと、ホットな話題ではないんですけども、今年、令和6年は医療と介護と福祉の同時改定があった年なんです。そこで、色んな改定があったんですけど、1つ重大な改定点というのが、PTSDに関する治療を医療機関で心理職と一緒にやった場合には加算が初めて付くようになったんです。厚労省が「加算をつける」ということは、日本全国あまねくあるということの意味だと思いますので、そういうことも含めて、この問題は流山市の問題でもあるんですけど、千葉県とか、広く存在して、これからの大きな課題の1つかなという考えながら聞いておりました。
門脇委員	私、今年から小学校の校長なんですけれども、これまで中学校の教員で、小学校初めてなんです。木村さんの話の中で、スクールカウンセラーは、中学校は週1日、小学校は月1日で違うし、それから学習支援室みたいなのも、小学校にはない、という実態が、行って初めて、改めて認識したというのがあって、何かこう小学校と中学校に浸透させるのは難しいのかなと……。でも、すごく考えていかなきゃいけないことかなというふうに思いました。 流山の流教研っていうのがあるんですけど、先週もありましたけど、部会がそれぞれあって、その生徒指導部会に辻本校長と私で、中学校、小学校それぞれ……。4月に第1回目があって、辻本校長がいらっしゃらなかったんで、私が代表して話したんですけど、(先ほど)岩瀬先生から説明があった、心の天気……。前任が南

	部中なんですけれど、前任校では、これからの生徒指導はＩＣＴ、心の天気とか、あと積極的な生徒指導の点で、オクリンク（授業支援ソフト）を使って何かを新聞記事を配信するとか、そういう時代だよっていうことをずっとやっていて、私たまたま生徒指導部会の小学校担当になって、（そこに）生徒指導主任が集まっているので、そこで、そんな話をしたり、あと、「生徒指導提要を読んだことある？」って……。 「ここに、いじめのこととか、多岐にわたって書いてあるので、読み込みとかしなきゃ駄目だよ」みたいな話をして、学校でも、市内なんか自分が知ってること、市内の共通項として伝えられればいいなということで、研修会を通して、そんな取り組みもしていますので、またそんな組織的にやるのが、この会ももちろんそうですけれども、やるのが大事なのかなということ、今日改めて、再認識させられました。
辻本会長	今出た、心の天気アプリっていうのがあるんですけど、この文字聞いただけだとなんだろうなと思われる方もいるかと思うんですけど、各小学校とか中学校とかにこのアプリを……。 要は、今の心の健康状態というか、天気の状態を「晴れ」とか「曇り」とか「雨」とか「雷」と入れることによって、要は「周りの人に知られることなく、先生にＳＯＳを出せる」もので、それに対して、担当の教員、また担任がアプローチをしていくものです。現に、その中で、何度か「雷」だったり、「雨」マークを認知する場合があるんですけど、１つの課題としては、中学生ぐらいになってくると、「はい、はい。入れればいいんですよ」って、なんていうんですか、この目的よりは、義務的にやらなきゃいけないから「はい。やります」。「今日の天気は晴れだから『晴れ』、今日は曇っているから『曇り』」ぐらいの感覚でやっている子どもも、実際にはいます。ですので、なぜこれをやるのかって、しっかり目的意識がないとだんだん薄れていってしまおうと、「形だけ」っていうのが実際には出てきているんじゃないか……。 例えとして、本校なんかでちょっと感じていることなんですけれど、実際に「雷」が入っていたので、本人に聞いてみたら、「いや入れてません」って言うので、ＩＤを辿っていったら違う子が入っていた、ということも実際にあるので、やはりそういう意味では当然怒られますけれども、これはやっぱり本当に１００人いれば１つでも２つでも拾ってあげられればいいなっていうところの趣旨ですので、そこをやっぱり、なんです。ただ義務としてやるんじゃなくてやっぱり趣旨っていうのをしっかりと認識した上で運用していくってことがすごく大切かなと思います。併せて、こういうのと並行してですね、各学校は、アンケートを当然取るんですけども、実は室長も去年は同じ学校で働いていたんですけど、本校はアンケートだけにやっぱり頼るんじゃなくて、やっぱり、日頃の子どもの関わりであるとか、そういうところから先に察知していかないと、受け身だけではなかなかいけない。そういう意味ではアンケート以外のところでのいじめの認知っていうのが結構あったんじゃないかなというところでは、すごく良かったと思っていて……。 待ってて大きくなるよりは、やはり先に声をかけて手を打った方が、その子にとってもいいかなと思います。 ただし、先ほど門脇校長から積極的な生徒指導と……。 事が起きてから、何かを処理しようとするんじゃなくて、そういうことが起きないように、我々は、少しでも子どもたちの様子を観察して、アプローチしていくっていうのを、やっていくということによって……。 ある意味、いじめっていうのは正直、「ゼロを目指しましょう」というのは、現行のいじめ認知の考えからは無理がありますので。だったら、いじめを認知して、それを解消していく方に、積極的に認知していく方が……。 特

	に、この小学生と中学校の集計結果なんか見ると、中学校3年生62件。小学校1年生が約1000件ということで、約20分の1弱ですよ。それだけ、子どもたちが成長しているのが1つですけれども、やはり一人一人がやっぱりね、ちょっとわかんないですが小学校1年生ぐらいじゃ誰かにぶつけられたとか、〇〇ちゃんになんか言われたとかそういうのもすべて認知してると思うんですけども、中学校3年生ぐらいになると、ある程度これをいじめの案件として上げるか上げないかっていうところで判断して出てくるので、認識的にはやっぱり「困っている」という数字だと思いますので……。実際に、そういうのを解消させていくっていうのは、もう日々日常、そういう件があって、それに対しての報告を絶えずしていくっていう体制で学校はやっているんですけども、基本的には、やっぱり初期対応がずれてしまう、間違ってしまうと、なかなか上手くいかないということで、いかに初期対応を、適切に対応するかっていうことに、学校としては力を入れていくっていうようなことが、現状であると考えます。これは、意見というよりは、現状はこういうふうに取り組んでいますっていう、参考です。 重大事態の件数ってこれオープンに出来るのでしょうか。内容はともかく、件数とかは。
事務局	令和5年度は9件です。
辻本会長	ここに含まれるんですか？それとも別。
事務局	ここに含んでます。
辻本会長	この461件と31件の中に含まれているっていう……。
事務局	この461件と31件の中に9件があるというわけではなくて、（例えば中学校で継続支援中の）31件の中に、重大事態は入っていないんですね、中学校で起こった重大事態は昨年度中に解決しているので……。
辻本会長	じゃあ、小学校が9件？
事務局	小学校は2件……、3件が継続中です。9件あるうち、そのうち1件が中学校で、8件が小学校なんですね。そして、その中学校の1件は解決しています。小学校の8件のうち、3件が昨年度内に……、今、令和6年6月1日の段階で未解消になっています。
辻本会長	成程。3件が未解消ってことですね。
事務局	461分の3が重大事態……。
辻本会長	になって、まだ解決していない、継続中。6年度はまだ上がってきては……。
事務局	2件上がってきています。
辻本会長	ご苦労様です。
事務局	私、小学校の教員をやっていて、中学で教頭をやって、ここに来たんですけど、対策室で、昨年度、それから、さらにその前から扱っている重大事態っていうふうになったものも含めて、課題になるのが2つ。1つ目は、さっき辻本先生仰った初期対応。学校の初期対応が良くないことによって大きくなっているケースが多いかなっていうふうに思います。これはやっぱり教職員がやっぱり若くなっている部分もあって、教職員自体がそのいじめの理解がどれぐらいなのかなっていうところがあるので。毎年、スクールロイヤーが学校に行って、教職員向けにも、いじめの研修をやっているんですけど、そういうのやっぱり地道にやっていくっていうのが、必要かなっていうのが1点です。 もう1点は、さっき木村会長も仰ってましたけれど、保護者の理解、保護者が「今

	のいじめってどうなってるの」っていうことと、「その対応については、どうしていくの」っていうところを、やっぱり教育委員会としても周知していく、発信していく必要があるのかなっていうふうに思います。 いじめの対応ガイドラインの中で、ちょっと保護者の方にご理解をいただきたいと思うのが、いじめの調査をするんですけど、その、「加害者を処罰する」とか、「罪に問う」っていうことを目的にしていないんですよね。とにかく「全容解明と再発防止」、「いじめの行為を止めて、被害者を支援していく」と、または「加害者の方も支援していく」という目的なんですけれど、やっぱり被害者の保護者感情からすると、理解はできるのですが「罰してくれ」というようなところがあるので……。もちろん、いじめが犯罪行為の場合は、「警察とも連携しなさい」ってことで、文科から通知が出てますのでそれは学校としてもやらしていただくんですけど、その辺りの、やっぱり2点ですね、「学校の初期対応」、それから「保護者のご理解」っていうのは、これから進めていく必要があるのかなっていうふうに私個人的には感じているところです。
辻本会長	はい。ありがとうございます。 本当に……。実際に現場では、もう日々ですね、そういうところを対応していかなければならないってことで……。実際に、我々年配になると、若い頃に嫌な思いをたくさんしているんですよ。言い方、悪いですけど。そうなりたくないっていうのが実際にはあるので、「そのためにはやっぱりこういう指導が必要だよ」っていうのが認識できるんですけども、若い先生方は、やはり、なかなかそこまで責任を負うっていうところまでは行ってないので、実際には、やっぱり「どうすべきか」っていうのを助言されながら動いてしまう。やはり「言われたことをやる」となるとどうしても後手になってしまうっていうのが現状。でもこれは、ある意味責めることはできないですよ。本来の……。それをやりたくて、いじめ対応するために教員になったわけではない。実際には学習、子供たちと関わっていたいっていうところで（学校に）来ますので、それはある意味、これから身に付けていかなければいけないスキルだと思うんですけど……。だから、そういうのを個人に任せるのではなくて、やっぱり学校であるとか、委員会であるとか含めて、組織で対応していくしか、なかなか乗り切ることが出来ないっていうのが現状ですので……。そういうところは、協力しながら丁寧に対応していくっていうのが必要かなと思っております。 それでは、その他何かこれだけは言っておきたいというようなことがございましたら……。 よろしいでしょうか。それでは、連絡の方、何かございますか。
事務局	この会議に関しましては公開になりますので、後日、会議録をお送りさせていただいて、ご確認をいただければと思いますので。後日ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。
辻本会長	はい。その他、よろしいでしょうか。 では、以上をもちましてですね、令和6年度第1回いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。